

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（小学校に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員） 第3条の7 略	（ <u>小学校、義務教育学校の前期課程</u> 又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員） 第3条の7 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。